

第百二回 参議院内閣委員会 會議録第五号

(101)

昭和六十年三月二十六日(火曜日)
午後二時三十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 大島 友治君
理事 亀長 友義君
坂野 重信君
穂山 篤君
原田 立君

委員 板垣 正君
岡田 広君
源田 実君
沢田 一精君
松垣徳太郎君
堀江 正夫君
森山 眞弓君
小野 明君
野田 哲君
矢田部 理君
柄谷 道一君

国務大臣 (国務大臣)
総務庁長官 後藤田正晴君

政府委員 総務庁長官官房
長 門田 英郎君
総務庁人事局長 藤井 良二君
総務庁行政管理局長 古橋源六郎君

事務局側 常任委員会専門員 林 利雄君

案(内閣提出、衆議院送付)
○総務庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大島友治君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案及び総務庁設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。後藤田総務庁長官。

○国務大臣(後藤田正晴君) ただいま議題となりました国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府におきましては、本年三月三十一日からの定年制度の施行、民間事業における退職金の実情その他の事情を勘案し、国家公務員等の退職手当制度について総合的に再検討した結果、所要の措置を講ずる必要があると認められたので、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一に、定年制度の施行に伴う退職手当に関する規定の整備として、国の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される職員に対し、定年退職の規定が適用できるような措置をとるとともに、勤務延長されて退職する者、定年退職後引き続き再任用されて退職する者及び既に定年に達していることにより本年三月三十一日に退職する者については、定年により退職する者と同様に取扱いすることとしております。

とし、また特に長期の勤続者に係る退職手当支給率について勤続期間三十一一年以上の一年当たり支給割合を約一〇%引き下げることとしております。

第三に、定年前早期退職者に対する特例措置として、一定年齢以上であり、かつ勤続期間二十五年以上である者が、定年前にその者の事情によらないで退職することとなった場合には、退職手当の算定の基礎となる俸給月額について特例を設けることとしております。

第四に、所要の規定の整備として、退職手当の支払に関する規定、退職手当の支給を受ける遺族に関する規定、退職手当の返納に関する規定等の整備を行うこととしております。

このほか、附則において、退職手当支給率の改定に伴う経過措置等について規定することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいとさせていただきます。

次に、総務庁設置法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府の昭和五十五年の機構改正においては地方支分部局の整理再編の一環として、中国管区行政監察局と四国管区行政監察局との統合、北九州財務局と南九州財務局との統合及び中国地方財務局と四国地方財務局との統合を行うとともに、これに関連して四国行政監察支局、福岡財務支局及び四国地方財務支局を配置することとしたところでありましたが、その際これら三支局は、それぞれ昭和六十年三月三十一日までに廃止するものとするとされていたものであります。

申があり、これを踏まえた政府の行政改革方針におきましても、ブロック段階の機関への事務、人員の集中等による府県単位機関の整理合理化、国立病院・療養所の整理合理化の推進等の新たな施策を講じつつある等、三支局をめぐる行政環境には著しい状況の変化を生じているところであります。

したがいまして、かかる状況の変化及び行政サービスの低下を来さないよう配慮すべきであるとするかつての両院の附帯決議の趣旨等を踏まえつつ、三支局のあり方について総合的な検討を加えた結果、今般三支局について、行政機構の簡素合理化の観点から、昭和六十年度に内部組織の縮小合理化及び要員の縮減等の措置を講じた上で、引き続きこれを存置すべきであるとの結論を得て、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容を御説明申し上げます。

総務庁設置法附則第二項、大蔵省設置法附則第五項及び厚生省設置法附則第四項における三支局を昭和六十年三月三十一日までに廃止するものとするとの規定を削除することとしたしております。

これらの改正については昭和六十年三月三十一日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(大島友治君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案についての質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十六分散会

本日の会議に付した案件
○国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律

三月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条・第二条」を「第一条―第二条の二」に改める。

第二条第二項中「第五条中公務上の負傷若しくは病氣（以下「傷病」という。）又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。」を削り、第一章中同条の次に次の一条を加える。

（退職手当の支払）

第二条の二 この法律の規定による退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この法律の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、政令で定める確実な方法により支払う場合は、この限りでない。

第三条第一項中「次条第一項から第三項まで」を「次条」に改め、同条第二項中「傷病」を「負傷若しくは病氣（以下「傷病」という。）に、「左の」を「次の」に改め、同項に次の一号を加える。

三 勤続期間十一年以上十九年以下の者 百分の八十

第四条第一項中「定年に達したことにより退職した者又はこれに準ずる理由その他」を「国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の二第一項の規定により退職した者（同法第八十一条の三第一項の期限若しくは同法第二項の規定により延長された期限の到来又は同法第八十一条の四第一項の任期若しくは同法第二項の規定により更新された任期の終了により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により

退職した者又は」に改め、「額は、」の下に「退職の日における」を加え、同項第四号中「百分の百三十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同条第二項中「勤続」を「勤続した者で、」に、「退職した者」を「退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）」に改め、同条第四項を削る。

第五条第一項中「定年に達したことにより退職した者又はこれに準ずる理由その他」を「国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者（同法第八十一条の三第一項の期限若しくは同法第二項の規定により延長された期限の到来又は同法第八十一条の四第一項の任期若しくは同法第二項の規定により更新された任期の終了により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者」に、「並びに」を「又は」に改め、同項第四号中「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改め、同条第二項中「勤続」を「勤続した者で、」に改め、「（公務上の死亡を除く）」を削り、「退職した者」を「退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例）

第五条の二 前条第一項の規定に該当する者（政令で定める者を除く。）のうち、定年に達する日から政令で定める一定の期間前までに退職した者であつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、その年齢が政令で定める年齢以上であるものに対する同項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額及び当該俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額」とする。

第七條第四項中「（昭和二十二年法律第百二十号）を削る。

第十條第一項中「第四項又は」を「国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職し、又は同法第八十一条の三の規定により勤務した後退職し、その退職の日の翌々日以後に同法第八十一条の四第一項の規定により採用された者であつたもの及びこれに準ずる者（以下この条において「再任用職員等」という。）並びに第四項又は」に改め、同項第一号中「この条において」を削り、同条第二項中「第五項」を「再任用職員等及び第五項」に改め、同条第四項中「第六項」を「再任用職員等及び第六項」に改め、同条第五項中「第七項」を「再任用職員等及び第七項」に改め、同条第六項及び第七項中「退職した職員」の下に「（再任用職員等を除く。）」を加える。

第十一條の次に次の一条を加える。
（遺族からの排除）
第十一條の二 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができない遺族としない。
一 職員を故意に死亡させた者
二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第十二條の見出し中「場合」を「場合等」に、「取扱」を「取扱い」に改め、同条第一項中「一般の退職手当及び第九條の規定による退職手当」を「一般の退職手当等」に、「但し、禁錮」を「ただし、禁錮」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条第一項において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴されるときについて準用する。

第十二條の次に次の一条を加える。

（退職手当の返納）
第十二條の二 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給をした一般の退職手当等の全部又は一部を返納させることができる。

2 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手續その他返納に関し必要な事項は、政令で定める。
附則に次の二項を加える。

19 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。）附則第三條の規定又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者に対する第四條及び第五條の規定の適用については、第四條第一項中「定年に達したことにより退職した者」とあるのは「国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。）附則第三條の規定又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者」と、第五條第一項中「定年に達したことにより退職した者」とあるのは「法律第七十七号附則第三條の規定又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者」とする。

20 法律第七十七号附則第四條若しくは第五條において準用する国家公務員法第八十一条の三第一項若しくは第八十一条の四第一項の規定又はこれらの規定に準ずる他の法令の規定により勤務した後退職した者に対する第四條及び第五條の規定の適用については、第四條第一項中「同法」とあるのは「国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。）附則第四條又は第五條において準用する国家公務員法」と、第四條第二項及び第五條第二項中「定年に達した日以後」とあるのは「法律第七十七号附則第四條若しくは第五條において準用する国家公務員法第八十一条の三第一項若しくは第八十一条の四

第一項の規定又はこれらの規定に準ずる他の法令の規定により引き続き勤務することとなり、又は採用され」と、第五條第一項中「(同法)」とあるのは「(法律第七十七号附則第四條又は第五條において準用する国家公務員法)」とする。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、第二條第二項の改正規定、第三條第二項の改正規定(「傷病」と「負傷若しくは病氣(以下「傷病」という。))に改める部分に限る。及び附則に二項を加える改正規定(附則第十九項に係る部分に限る)は、同年三月三十一日から施行する。

2 改正後の国家公務員等退職手当法第十二條第三項及び第十二條の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後の退職に係る退職手当について適用する。

(国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律の一部改正)

3 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第六十四号。以下「法律第六十四号」という。))の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号中「又は第四條第四項」を削る。

(国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)

4 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号。以下「法律第三十号」という。))の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第五條まで」を「第五條の二まで」に改める。

附則第七項中「及び第六條並びに」を「から第六條まで及び」に改める。

附則第十八項を削る。

(経過措置)

5 施行日の前日に在職する職員が施行日以後に

退職した場合において、その者が施行日の前日に既に退職した理由と同一の理由により退職したものととし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、改正前の国家公務員等退職手当法第三條から第六條まで、改正前の法律第六十四号附則第三項又は改正前の法律第三十号附則第五項から第八項までの規定により計算した場合の退職手当の額が、改正後の国家公務員等退職手当法第三條から第六條まで、改正後の法律第六十四号附則第三項から第八項までの規定による退職手当の額より多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

6 前項の規定は、施行日の前日に国家公務員等退職手当法第七條の二第一項に規定する公庫等職員(他の法律の規定により同条の規定の適用について公庫等職員とみなされる者を含む。以下この項において同じ)として在職する者のうち職員から引き続き公庫等職員となつた者又は施行日の前日に地方公務員として在職する者で、公庫等職員又は地方公務員として在職した後引き続き退職したものが施行日以後に退職した場合について準用する。この場合において、前項中「退職したもの」とあるのは「職員として退職したもの」とし、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」とし、「俸給月額」とあるのは「俸給月額に相当する給与の額」と読み替へるものとする。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

7 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の二第二項中「定年に達した」と及び「定年に達し、かつ」を削り、「該当した」とを「該当し、かつ」に、「第十二條第一項」を「第十條第一項第一号」に改める。

(最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部改正)

8 最高裁判所裁判官退職手当特例法(昭和四十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四條中「第十條第三項及び第十二條第一項」を「第十條第二項及び第五項、第十二條第一項及び第三項並びに第十二條の二第一項」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

9 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「第五條第三項」を「第五條第四項」に改める。

三月十五日日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は三月十四日)

一、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

三月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願(第一八七九号)

一、旧国際電気通信株式会社社の解散前に退職した社員に対する恩給法等の特例通算に関する請願(第一八七九号)

一、米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願(第一八八九号(第一八九一))

一、旧国際電気通信株式会社社の解散前に退職した社員に対する恩給法等の特例通算に関する請願(第一九一五号)

一、対戦車ヘリAH1Sの十勝飛行場への配備撤回に関する請願(第一九二六号)

一、米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願(第一九二八号)

一、旧国際電気通信株式会社社の解散前に退職した社員に対する恩給法等の特例通算に関する請願(第一九二八号)

一、旧国際電気通信株式会社社の解散前に退職した社員に対する恩給法等の特例通算に関する請願(第一九二八号)

一、旧国際電気通信株式会社社の解散前に退職した社員に対する恩給法等の特例通算に関する請願(第一九二八号)

一、旧国際電気通信株式会社社の解散前に退職した社員に対する恩給法等の特例通算に関する請願(第一九二八号)

関する請願(第一九二八号)

一、米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願(第一九二八号)

一、共済年金制度の改悪反対に関する請願(第一九七八号)

一、自衛隊の増強反対、軍事費の削減等に関する請願(第一九九〇号)

一、米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願(第二〇二四号)

第一八二九号 昭和六十年三月一日受理

米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願

請願者 千葉県松戸市常盤陣屋前六ノ一
アルトマンシヨン五〇三 松田健
司外六十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第五九四号と同じである。

第一八七九号 昭和六十年三月一日受理

旧国際電気通信株式会社社の解散前に退職した社員に対する恩給法等の特例通算に関する請願

請願者 福井市日光町二、〇〇二 田近とし子

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一八八九号 昭和六十年三月二日受理

米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願

請願者 千葉県松戸市初富飛地七ノ九市営
一ノ九〇八 中村彰志外五十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第五九四号と同じである。

第一八八九号 昭和六十年三月四日受理

米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願

請願者 千葉県松戸市金ヶ作三三ノ一六

紹介議員 酒井八重子外四十九名
この請願の趣旨は、第五九四号と同じである。

第一九一五号 昭和六十年三月四日受理
旧国際電気通信株式会社の解散前に退職した社員に対する恩給法等の特例通算に関する請願
請願者 石川県金沢市泉野町三ノ四ノ二五
石代信一

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一九二六号 昭和六十年三月四日受理
対戦車ヘリA H I Sの十勝飛行場への配備撤回に関する請願
請願者 北海道帯広市西二十三条南二ノ七
ノ三 神山藤美吉外十名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一九二八号 昭和六十年三月五日受理
米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願
請願者 千葉県松戸市金ヶ作一六 浮ヶ
谷昌治外百四十九名

紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第五九四号と同じである。

第一九六二号 昭和六十年三月五日受理
旧国際電気通信株式会社の解散前に退職した社員に対する恩給法等の特例通算に関する請願
請願者 山形県米沢市下花沢三ノ三ノ八五
金子博

紹介議員 降矢 敬義君
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一九七二号 昭和六十年三月六日受理
米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願

請願者 千葉県松戸市小金原九ノ二九ノ一
二 小石泰外九十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第五九四号と同じである。

第一九七八号 昭和六十年三月六日受理
共済年金制度の改悪反対に関する請願
請願者 千葉県柏市南増尾二、二三〇ノ六
高木勇外十四名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第五九二五号と同じである。

第一九九〇号 昭和六十年三月六日受理
自衛隊の増強反対、軍事費の削減等に関する請願
(三通)
請願者 愛知県岡崎市大西町二タ又五五ノ
二 鳴戸絃子外八十九名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第二〇二四号 昭和六十年三月七日受理
米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願
請願者 千葉県松戸市八ヶ崎七六八ノ三
新島弘道外九十九名

紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第五九四号と同じである。

三月十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
国家公務員災害補償法の一部を改正する法律
国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百
九十一号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「行ない」を「行い」に、「の

福祉に必要な施設をすること」を「(以下「被災職員」という。)の社会復帰の促進並びに被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な施設を行い、もつて被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与すること」に改める。

第二十条中「左に」を「次に」に改め、同条第五号中「第二十一条の補装具の支給並びに」を削る。

第十六条第一項中「各号」を削り、同項第一号及び第三号中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第十七条の二第一項第六号中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

第二十一条 削除
(福祉施設)
第二十二条 人事院及び実施機関は、被災職員及びその遺族の福祉に關して必要な次の施設をすることとする。

一 外科後処置に關する施設、補装具に關する施設、リハビリテーションに關する施設その他被災職員の円滑な社会復帰を促進するために必要な施設

二 被災職員の療養生活の援護、その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の施設

2 人事院及び実施機関は、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、別表に定める程度の障害(同表に定める各等級の障害に該当しない障害であつて、同表に定める各等級の障害に相当するものを含む)が存する場合において、前項第一号の補装具に關する施設として、当該職員に義肢、義眼、補聴器等の補装具を支給することができる。

3 第一項の福祉施設については、業務上の災害又は通勤による災害を受けた民間事業の従業員及びその遺族に対する福祉に關する給付その他の施設の実態を考慮してその設置及び運営を図るものとする。

第二十五条第一項中「第二十一条の規定による補装具の支給又は」を削る。

第二十七条第一項中「公務上の災害若しくは通勤による災害を受けた職員」を「被災職員」に改める。

第三十三条中「第二十一条の補装具の支給」を削る。

附則に次の六項を加える。
(遺族補償年金の支給資格年齢の特例等)
17 次の表の上欄に掲げる期間に死亡した職員の遺族に対する第十六条及び第十七条の二の規定の適用については、同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第十六条第一項第一号及び第三号並びに第十七条の二第一項第六号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

昭和六十年十月一日から昭和六十一年九月三十日まで	五十五歳
昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十六歳
昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十七歳
昭和六十三年十月一日から昭和六十四年九月三十日まで	五十八歳
昭和六十四年十月一日から昭和六十五年九月三十日まで	五十九歳

18 次の表の上欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の夫、父母、祖母及び兄弟姉妹であつて、当該職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの(第十六条第一項第四号に規定する者であつて第十七条の二第一項第六号に該当するに至らないものを除く)は、第十六条第一項(前項において読み替へられる場合を含む)の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。

昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十五歳	五十六歳
昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十五歳以上五十七歳未満	五十七歳
昭和六十三年十月一日から昭和六十四年九月三十日まで	五十五歳以上五十八歳未満	五十八歳
昭和六十四年十月一日から昭和六十五年九月三十日まで	五十五歳以上五十九歳未満	五十九歳
昭和六十五年十月一日から当分の間	五十五歳以上六十歳未満	六十歳

20 附則第十八項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の下欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第十二項から第十五項までの規定の適用を妨げるものではない。

第一部 内閣委員会會議録第五号 昭和六十年三月二十六日 【参議院】

める。

（国家公務員災害補償法の一部を改正する法律

若しくは第九項の規定又は同条第十項において準用する第一条第六項の規定により前条第

者に対する前項の規定の適用については、同

項第一号中「三分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の一の二）」とあるのは「三分の一」と、同項第二号中「六十分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六十分の一の二）」とあるのは「六十分の一」とする。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和六十年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 八十三万五千円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 六十二万六千三百円

二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 八十三万五千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 六十二万六千三百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が六年以上のものに係る年金（イ及びロに掲げる年金を除く） 五十万七千円

ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金 四十一万七千五百円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 五十五万二千二百円

5 前各項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和六十年四月分以後、前各項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 十二万円

二 遺族である子二人以上を有する場合 十二万円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く） 十二万円

6 第一条の十三第九項及び第十項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第九項中「前項各号の一」とあるのは「第一条の十七第五項各号の一」と、「第一条の十七第三項まで及び第六項」とあるのは「第一条の十七第七項から第十項まで」と、同条第十項中「第八項」とあるのは「第一条の十七第五項」と読み替えるものとする。

7 前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額（その額につき、第五項の規定の適用があつた場合には、その額から同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が五十六万五千九百円に満たないときは、昭和六十年八月分以後、その額を、五十六万五千九百円に改定する。

8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が妻である場合について準用する。

9 第一条の十四第九項の規定は、旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当する年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。

10 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

る。第二項第五項及び第二項の二第三項中「第二項の十六」を「第二項の十七」に改める。

（昭和六十年四月分以後の特別措置法による公務員年金等の額の改定）

第二条の十七 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十九の仮定俸給（同条第七項の規定又は同条第十二項において準用する第一条第六項の規定により前条第七項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定した年金）と改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の二」と読み替えるものとする。

2 第一条の十七第二項の規定は前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達している年金に限る。以下この項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務員遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは「殉職年金又は公務員遺族年金」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二条の十七第二項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和六十年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 公務員遺族年金 別表第四の二十七に定めらるる障害の等級に該当する年金（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、二十一万円を加えた額）

二 殉職年金 百三十一万九千円

三 公務員遺族年金 百二十五万五千円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は公務員遺族年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額に九万六千円を加えた額をもつて、これらの年金の額とする。この場合においては、第二条の九第五項の規定を準用する。

5 公務員遺族年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については十五万八千四百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千円（そのうち二人までについては、一人につき五万四千円）（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り十万六千八百円）を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

6 殉職年金又は公務員遺族年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に第一号に掲げる額を加えた額又は同項第三号に掲げる額に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ同項第二号又は第三号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養親族一人につき一万二千円（そのうち二人までについては、一人につき五万四千円）

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

7 前各項の規定の適用を受けてその額が改定

された年金の額（第四項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和六十年八月分以後、その年金の額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 公務傷病年金 別表第四の二十八に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、二十一万円を加えた額）

二 殉職年金 百三十四万四千円

三 公務傷病遺族年金 百四万五千円

第四項の規定は、前項第二号又は第三号の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について準用する。

第五項の規定は、公務傷病年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するものの当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第一号」と読み替へるものとする。

第六項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するもののこれらの年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第二号」とあるのは、「第七項第二号」と読み替へるものとする。

第七項の規定は、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。

第十二条第六項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第三条の十六第二項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、「含む」の下に「次条第二項において同じ。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（昭和六十年における旧法による年金の額の改定）
第三条の十七 第一条の十七の規定は前条第一項の規定の適用を受けた年金（第三条第二項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十七の規定は前条第一項の規定の適用を受けた年金（第三条第二項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

（昭和六十年における旧法による年金の額の改定）
第三条の十七 第一条の十七の規定は前条第一項の規定の適用を受けた年金（第三条第二項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十七の規定は前条第一項の規定の適用を受けた年金（第三条第二項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

第一条の十七の規定は前条第二項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に限る。）の額の改定について、第二条の十七の規定は前条第二項の規定の適用を受ける年金（旧法第九十条の規定による年金のうち、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金に限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

前項の規定（同項において準用する第一条の十七第一項から第三項までの規定に係る部分並びに前項において準用する第二条の十七第一項及び第二項に係る部分に限る。）は、国鉄共済組合が支給する年金については、適用しない。

第四条第一項中「第十条の八」を「第十条の十一」に改め、同条第五項中及び第十條の七第三項を「第十条の七第三項及び第十條の九第二項」に改める。

第十条の七第一項中「及び第十五条の七」を「第十五条の九、第十五条の七及び第十五条の九」に、「俸給調整期間を昭和五十七年度国の俸給調整期間に」、「俸給調整適用者を昭和五十七年度国の俸給調整適用者」と改め、同条第二項中「俸給調整適用者」を「昭和五十七年度国の俸給調整適用者」に、「俸給調整期間」を「昭和五十七年度国の俸給調整期間」に改める。

第十条の八第一項中「日本専売公社法」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第二十條の規定による廃止前の日本専売公社法」に、「日本電信電話公社法」を「日本電信電話株式会社法（昭和五十九年法律第八十五号）附則第十一條の規定による廃止前の日本電信電話公社法」に、「及び第十五条の八」を「第十条の十、第十五条の八及び第十五条の十」に、「俸給調整期間」を「昭和五十七年度公企体俸給調整期間」に、「俸給調整適用者」を「昭和五十七年度公企体俸給調整適用者」に改め、同条の次に次の二條を加える。

（昭和六十年における新法による年金等の額の改定）
第十条の九 昭和五十八年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（次項及び第三項の規定の適用を受ける者を除く。）及び同年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員（昭和五十八年度の組合員であつた期間及び昭和五十七年度の組合員であつた期間（昭和五十八年四月一日に引き続く期間に限る。）内において、新法第二條第一項第五号に規定する俸給に係る給与に法令の規定のうち一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の規定の適用を受けた昭和五十八年度内の期間又は当該俸給に係る給与に法令の規定のうち同法以外のものの規定で同年度における改正が同法の改正に準じて行われたものの適用を受けた同年度内の期間及びこれに相当する昭和五十七年度内の期間で大蔵大臣が定めるもの（以下この条及び第十五条の九において「昭和五十八年度国の俸給調整期間」という。）がある者（以下この条及び第十五条の九において「昭和五十八年度国の俸給調整適用者」という。）に限るものとし、次項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の

区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二條第二項若しくは施行法第二條第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第十条の二第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十七年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る年金 当該年金の額の第十條の七第二項の規定により改定する場合同のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二條第二項若しくは施行法第二條第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十四の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金 昭和五十七年度国の俸給調整適用者の昭和五十七年度国の俸給調整期間に係る新法第二條第一項第五号に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与に法令の規定の適用を、又は当該昭和五十七年度国の俸給調整期間以外の期間に係る同号に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与に法令の規定の適用を受けていたとすれば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二條第二項若しくは施行法第二條第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額（当該俸給年額又は当該新法の俸給

区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二條第二項若しくは施行法第二條第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第十条の二第一項後段の規定を準用する。

（昭和六十年における新法による年金等の額の改定）
第十条の九 昭和五十八年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（次項及び第三項の規定の適用を受ける者を除く。）及び同年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員（昭和五十八年度の組合員であつた期間及び昭和五十七年度の組合員であつた期間（昭和五十八年四月一日に引き続く期間に限る。）内において、新法第二條第一項第五号に規定する俸給に係る給与に法令の規定のうち一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の規定の適用を受けた昭和五十八年度内の期間又は当該俸給に係る給与に法令の規定のうち同法以外のものの規定で同年度における改正が同法の改正に準じて行われたものの適用を受けた同年度内の期間及びこれに相当する昭和五十七年度内の期間で大蔵大臣が定めるもの（以下この条及び第十五条の九において「昭和五十八年度国の俸給調整期間」という。）がある者（以下この条及び第十五条の九において「昭和五十八年度国の俸給調整適用者」という。）に限るものとし、次項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の

区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二條第二項若しくは施行法第二條第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第十条の二第一項後段の規定を準用する。

年額については、その額が五百四十万円を超え、五百五十万円に

三 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした昭和五十八年度国の俸給調整適用者に係る年金、昭和五十八年度国の俸給調整適用期間に係る新法第二項第五号に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二条第二項若しくは施行法第二十条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額（当該俸給年額又は当該新法の俸給年額については、その額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円）

2 前項の規定は、昭和五十九年三月三十一日以前に新法の退職をした者等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

3 第一項の規定は、第十条の七第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一項の規定は、第十条の七第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

5 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

（昭和六十年年度における移行退職年金等の額の改定）
第十条の十 昭和五十八年三月三十一日以前に

旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期組合員及び同年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期組合員（昭和五十八年度の旧公企体長期組合員であつた期間及び昭和五十七年度の旧公企体長期組合員であつた期間（昭和五十八年四月一日に引き続く期間に限る。）内において、旧公企体共済法に規定する俸給に係る給与準則の規定で昭和五十八年度における改正が行われたものの適用を受けた同年内年度の期間及びこれに相当する昭和五十七年度内の期間で大蔵大臣が定めるもの（以下この条及び第十五条の十において「昭和五十八年度公企体俸給調整期間」という。）がある者（以下この条及び第十五条の十において「昭和五十八年度公企体俸給調整適用者」という。）に限る。）に係る統合法附則第十八条第二項、第十九条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項に規定する移行退職年金、移行減額退職年金、移行障害年金又は移行遺族年金で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二十条第一項第十七号若しくは第十八号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額とみなし、統合法附則の規定を適用して算定した額に改定する。

一 昭和五十七年三月三十一日以前に旧公企体共済法の退職をした者に係る年金 当該年金の額を第十条の八第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額又は統合法附則

第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二十条第一項第十七号若しくは第十八号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十四の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

二 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした者に係る年金 昭和五十七年度公企体俸給調整適用者の昭和五十七年度公企体俸給調整期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給については昭和五十九年度における改正後の給与準則の規定の適用を、又は当該昭和五十七年度公企体俸給調整期間以外の期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給については昭和五十八年度における改正後の給与準則の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二十条第一項第十七号若しくは第十八号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額（当該公企体基礎俸給年額については、その額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円）

三 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした昭和五十八年度公企体俸給調整適用者に係る年金 昭和五十八年度公企体俸給調整期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給については昭和五十九年度における改正後の給与準則の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法

第二条第一項第十七号若しくは第十八号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額（当該公企体基礎俸給年額については、その額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円）

2 第一条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、国鉄共済組合が支給する年金については、適用しない。

第十五条の七第一項中「俸給調整適用者」を「昭和五十七年度国の俸給調整適用者」に、「俸給調整期間」を「昭和五十七年度国の俸給調整期間」に改める。

第十五条の八第一項中「俸給調整適用者」を「昭和五十七年度公企体俸給調整適用者」に、「俸給調整期間」を「昭和五十七年度公企体俸給調整期間」に改め、同条第五項中「俸給調整適用者」を「昭和五十七年度公企体俸給調整適用者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（昭和六十年年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第十五条の九 昭和五十八年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（第四項の規定の適用を受ける者を除く。）及び同年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員（昭和五十八年度国の俸給調整適用者に係る新法の規定による通算退職年金（第三項において「昭和五十八年三月三十一日以前等の通算退職年金」という。）で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十六万二千八百四十八円

二 通算退職年金の仮定俸給（次のイ、ロ又はハに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をい

う。の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十七年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る第十五条の七第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十四の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額

ロ 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る通算退職年金 昭和五十七年度国の俸給調整適用者の昭和五十七年度国の俸給調整期間に係る新法第二條第一項第五号に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与法令の規定の適用を、又は当該昭和五十七年度国の俸給調整期間以外の期間に係る同号に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二條第二項に規定する俸給の額（その額が四十五万円を超える場合には、四十五万円）

ハ 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした昭和五十八年度国の俸給調整適用者に係る通算退職年金 昭和五十八年度国の俸給調整期間に係る新法第二條第一項第五号に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二條第二項に規定する俸給の額（その額が四十五万円を超える場合には、四十五万円）

五万円

2 第十五条の五第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「第十五条の九第一項の」と、「次項第一号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第十五条の五第二項第一号」と、「前項第二号」とあるのは「第十五条の九第一項第二号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十五条の九第一項の規定及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 昭和五十八年三月三十一日以前等の通算退職年金に係る通算退職年金で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算退職年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

4 前三項の規定は、第十五条の七第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

5 第一項から第三項までの規定は、第十五条の七第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

（昭和六十年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期組合員及び同年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期組合員（昭和五十八年度公企体俸給調整適用者に限る。）に係る移行通算退職年金（第四項において「昭和五十八年三月三十一日以前等の移行通算退職年金」という。）で、昭和六十年三月三十一日において現

に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該移行通算退職年金に係る旧公企体組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十六万二千八百四十八円
二 移行通算退職年金の仮定俸給（次のイ、ロ又はハに掲げる当該移行通算退職年金の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十七年三月三十一日以前に旧公企体共済法の退職をした者に係る移行通算退職年金 当該移行通算退職年金に係る第十五条の八第一項第二号に規定する移行通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十四の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額

ロ 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした者に係る移行通算退職年金 昭和五十七年度公企体俸給調整適用者の昭和五十七年度公企体俸給調整期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与基準の適用を、又は当該昭和五十七年度公企体俸給調整期間以外の期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与基準の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき統合法附則第八條第三項に規定する公企体基礎俸給年額を十二で除して得た額（その額が四十五万円を超える場合には、四十五万円）

ハ 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした昭和五十八年度公企体俸給調整適用者に係る移行通算退職年金 昭和五十八年度公企体俸給調整期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与基準の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき統合法附則第八條第三項に規定する公企体基礎俸給年額を十二で除して得た額（その額が四十五万円を超える場合には、四十五万円）

2 第十五条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「第十五条の十第一項の」と、「次項第一号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第十五条の八第二項第一号」と、「前項第二号」とあるのは「第十五条の十第一項第二号」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第十五条の十第一項の規定、同条第二項において読み替えられた第二項の規定及び同条第三項」と読み替えるものとする。

3 第一條第六項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 昭和五十八年三月三十一日以前等の移行通算退職年金に係る移行通算退職年金で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該移行通算退職年金を移行通算退職年金とみなして前三項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

5 前各項の規定は、国鉄共済組合が支給する年金については、適用しない。
第十六条中「第一條の十六」を「第一條の十

七」に、「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」に改める。
 第十七条各号列記以外の部分中「第十五条の八」を「第十五条の十」に改め、同条第一号中「まで」の下に「及び第三条の十七第一項」を加え、「同条第二項」を「第三条の十六第二項及び第三条の十七第二項」に改め、同条第二号中「まで」の下に「及び第十五条の九」を加え、同

条第三号中「まで」の下に「及び第十条の九」を加え、同条第四号中「第十条の八」の下に「第十条の九第四項、第十条の十」を加え、「及び第十五条の八」を「第十五条の八、第十五条の九第五項及び第十五条の十」に改める。
 第十八条中「第十五条の八」を「第十五条の十」に改める。
 別表第一の十九の次に次の一表を加える。

別表第一の二十(第一条の十七、第二条の十七関係)

別表第一の十九の仮定俸給	仮定俸給
七七、六五〇円	八〇、三七〇円
八〇、八〇〇	八三、六三〇
八二、七五〇	八五、六五〇
八四、七三〇	八七、六九〇
八六、九六〇	九〇、〇〇〇
九〇、一二〇	九三、二七〇
九二、八六〇	九六、一一〇
九五、三八〇	九八、七三〇
九八、四八〇	一〇一、九三〇
一〇一、五九〇	一〇五、一五〇
一〇四、九九〇	一〇八、六七〇
一〇八、四二〇	一一二、二〇〇
一一二、七一〇	一一六、六三〇
一一五、四二〇	一二〇、四二〇
一二八、九一〇	一二三、〇二〇
一二二、三〇〇	一二六、五二〇
一二九、〇五〇	一二九、四八〇
一三〇、八五〇	一三三、四八〇
一三六、〇五〇	一三五、三三〇
一四二、九五〇	一四〇、六九〇
一五〇、五八〇	一四七、八一〇
一五四、四八〇	一五五、六八〇
一五八、二〇〇	一五九、七〇〇
一六三、四九〇	一六三、五三〇
一六六、六一〇	一六八、九八〇
一七五、六八〇	一七二、二〇〇
一八〇、一四〇	一八一、五五〇
	一八六、一五〇

一八四、八四〇	一九一、〇〇〇
一九三、八六〇	二〇〇、二九〇
二〇一、九七〇	二〇九、六八〇
二〇五、三三〇	二一二、一二〇
二二一、八五〇	二一九、八八〇
二二三、五二〇	二三〇、八七〇
二三四、〇七〇	二四一、七五〇
二四〇、六一〇	二四八、四九〇
二四六、八九〇	二五五、〇五〇
二五九、八九〇	二六八、三八〇
二七二、五三〇	二八一、四一〇
二七五、〇一〇	二八三、九六〇
二八四、八四〇	二九四、一〇〇
二九七、二三〇	三〇六、八八〇
三〇九、五七〇	三一六、五九〇
三二一、八三〇	三三二、二三〇
三二九、五四〇	三四〇、一八〇
三三七、七八〇	三四八、六八〇
三五三、六六〇	三六五、〇五〇
三六九、七一〇	三八一、五九〇
三七七、八〇〇	三八九、九三〇
三八五、四六〇	三九七、八三〇
四〇〇、六八〇	四一三、五三〇
四〇七、四七〇	四二〇、五三〇
四一四、九八〇	四二八、二七〇
四二八、二六〇	四四一、九六〇
四四二、二三〇	四五六、一三〇
四四四、九四〇	四五八、八四〇
四四七、五一〇	四六一、四一〇
四五〇、〇八〇	四六三、九八〇
四五六、一一〇	四七〇、〇一〇
四六八、二七〇	四八二、一七〇
四八〇、四四〇	四九四、三四〇
四八六、四七〇	五〇〇、三七〇
四九二、六三〇	五〇六、五三〇

備考
 年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十九の仮定俸給の額が四九二、六三〇円を超える場合においては、その額に一三、九〇〇円を加えた額をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の十九の次に次の一表を加える。
別表第三の二十(第二條の十七關係)

別表第一の二十の下欄に掲げる仮定俸給	率
三三三、二二〇円以上のもの	一三・〇割
三〇六、八八〇円を超え三三三、二二〇円未満のもの	一三・八割
二九四、一〇〇円を超え三〇六、八八〇円以下のもの	一四・五割
二八三、九六〇円を超え二九四、一〇〇円以下のもの	一四・八割
二〇〇、二九〇円を超え二八三、九六〇円以下のもの	一五・〇割
一九一、〇〇〇円を超え二〇〇、二九〇円以下のもの	一五・五割
一七二、二〇〇円を超え一九一、〇〇〇円以下のもの	一六・一割
一四〇、六九〇円を超え一七二、二〇〇円以下のもの	一六・九割
一三五、三三〇円を超え一四〇、六九〇円以下のもの	一七・四割
一二六、五二〇円を超え一三五、三三〇円以下のもの	一七・八割
一二三、〇二〇円を超え一二六、五二〇円以下のもの	一八・〇割
一一九、四二〇円を超え一二三、〇二〇円以下のもの	一八・三割
一〇五、一五〇円を超え一一九、四二〇円以下のもの	一九・八割
九三、二七〇円を超え一〇五、一五〇円以下のもの	二〇・二割
九〇、〇〇〇円を超え九三、二七〇円以下のもの	二〇・九割
八七、六九〇円を超え九〇、〇〇〇円以下のもの	二一・九割
八五、六五〇円を超え八七、六九〇円以下のもの	二二・七割
八三、六三〇円を超え八五、六五〇円以下のもの	二三・〇割
八〇、三七〇円を超え八三、六三〇円以下のもの	二三・四割
八〇、三七〇円のもの	二四・五割

別表第四の二十六の次に次の一表を加える。
別表第四の二十七(第二條の十七關係)

障害の等級	年	金	額
一級		四、二一〇、〇〇〇円	
二級		三、五〇三、〇〇〇円	
三級		二、八八一、〇〇〇円	
四級		二、二七七、〇〇〇円	
五級		一、八三八、〇〇〇円	
六級		一、四八五、〇〇〇円	

備考
別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考一の規定は、この表の適用について準用する。

別表第四の二十八(第二條の十七關係)

障害の等級	年	金	額
一級		四、二四〇、〇〇〇円	
二級		三、五三三、〇〇〇円	
三級		二、九一、〇〇〇円	
四級		二、三〇一、〇〇〇円	
五級		一、八六三、〇〇〇円	
六級		一、五〇五、〇〇〇円	

備考
別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考一の規定は、この表の適用について準用する。

別表第十三の次に次の一表を加える。

別表第十四(第十條の九、第十條の十、第十五條の九、第十五條の十關係)

俸給	年	額	率	金	額
一、二七五、〇〇〇円未満のもの		一・〇三五		〇円	
一、二七五、〇〇〇円以上五、二一六、一三〇円未満のもの		一・〇三一		五、一〇〇円	
五、二一六、一三〇円以上のもの		一・〇〇〇		一六六、八〇〇円	

(國家公務員等共済組合法の一部改正)

第二條 國家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八號)の一部を次のように改正する。

第百條第三項中「四十五万円」を「四十六万円」に改める。

(國家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三條 國家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九號)の一部を次のように改正する。

第十三條の二中「八十万六千八百円」を「八十三万五千円」に改める。

第二十四條の二第一項第一号中「八十万六千八百円」を「八十三万五千円」に改め、同項第二号中「六十万五千円」を「六十二万六千三百円」に改める。

第三十三條第一項中「百三十七万円」を「百四十四万円」に改め、同條第二項中「百三十七万円」を「百四十四万円」に改め、同條第三項中「四万五千六百円」を「五万四千円」に改める。

第四十五條の三の二中「八十万六千八百円」を「八十三万五千円」に改める。

別表第一中「三、六九一、四〇〇円」を「三、八四九、八〇〇円」に、「二、五〇六、四〇〇円」を「二、六一八、八〇〇円」に、「一、七四一、四〇〇円」を「一、八二一、八〇〇円」に改め、同表の備考三中「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に、「四万五千六百円」を「五万四千円」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第四條 旧令による共済組合等からの年金受給者

のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第七号第一項第十号中「第二条の十六」を「第二条の十七」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（掛金の標準となる俸給に関する経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第四項の規定は、昭和六十年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

（六十五歳以上の者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第三条 第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）の規定は、昭和六十年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和六十年六月三十日以前に給付事由が生じた国家公務員等共済組合法第八十一条第一項第一号又は第八十八条第一号の規定による年金について改正後の施行法第三十三条又は別表第一の規定を適用する場合には、同年四月分から同年七月分までの年金については、同条第一項中「百四十四万円」とあるのは「百四十一万五千円」と、同条第二項中「百四十四万円」とあるのは「百四十一万五千円」と、「百四十一万五千円」と、「百三十四万四千円」とあるのは「百三十一万九千円」と、同表中「三、八四九、八〇〇円」とあるのは「三、八一八、八〇〇円」と、「二、六一八、八〇〇円」とあるのは「二、五九三、八〇〇円」と、「二、八一、八〇〇円」とあるのは「二、八一、八〇〇円」とする。

（昭和五十八年度に旧公企体共済法の退職をした者に係る移行年金の特例）

第四条 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に旧公企体共済法（国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第五十一条の十一第一号に規定する旧公企体共済法をいう。以下同じ。）の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。）をした者（国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号。以下「統合法」という。）第四条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第五条の二の規定の適用を受けた者に限る。）に係る統合法附則の規定により算定した統合法附則第十八条第二項、第十九条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項に規定する移行退職年金、移行減額退職年金、移行障害年金又は移行遺族年金（以下この条において「移行年金」という。）の額（第一条の規定による改正後の昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（以下「改正後の年金額改定法」という。）第十条の十の規定の適用があつた場合には、同条による改定後の年金額）が、当該移行年金に係る旧公企体共済法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の額（その額について年金額の最低保障に関する旧公企体共済法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつていた旧公企体共済法第十七条第一項に規定する俸給年額にその額が改正後の年金額改定法別表第十四の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を同項に規定する俸給年額とみなし、旧公企体共済法の規定の例により算定した額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額とし、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げて

得た額とする。）に満たないときは、統合法附則の規定にかかわらず、昭和六十年四月分以後、当該算定した額をもつて、当該移行年金の額とする。

2 改正後の年金額改定法第十七条第四号の規定は、前項の規定の適用により増加する長期給付に要する費用の負担について準用する。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

三月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願（第二〇八七号）（第二二〇〇号）（第二二〇九号）（第二二五八号）（第二二九八号）

一、共済年金制度の改悪反対に関する請願（第二二〇五号）

第二二〇八七号 昭和六十年三月九日受理
米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願
請願者 千葉県松戸市馬橋一、一五三 高橋武男外百十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第五九四号と同じである。

第二二〇九号 昭和六十年三月十一日受理
米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願
請願者 千葉県松戸市大金平二ノ八五ノ三 久木野克徳外六十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第五九四号と同じである。

請願者 千葉県松戸市馬橋一、二〇九ノ一 柏瀬章外百十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第五九四号と同じである。

第二二五八号 昭和六十年三月十三日受理
米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願
請願者 千葉県松戸市幸田五一ノ六 川原田健二外百五十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第五九四号と同じである。

第二二九八号 昭和六十年三月十四日受理
米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願
請願者 千葉県松戸市八ヶ崎一一九ノ五 大角地代司外九十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第五九四号と同じである。

第二二〇五号 昭和六十年三月十四日受理
共済年金制度の改悪反対に関する請願
請願者 埼玉県深谷市深谷町七、〇五一 大谷光雄外五百九十三名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第五九四号と同じである。

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
（予備審査のための付託は三月七日）
一、総務庁設置法等の一部を改正する法律案